

2025-1-24 第3回介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会

○佐藤座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回「介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会」を始めさせていただきます。

本日は、大変御多忙のところ御参集いただき、ありがとうございます。

本日は、前回の皆様の意見を踏まえて、事務局に修正いただいた判断基準案を含め、本研究会の報告書案を御用意いただいておりますので、それについて御議論いただければと思います。

これまでの資料につきましては、お手元の資料を適宜御覧いただければと思います。

頭撮りはここまでにさせていただきたいと思いますので、カメラをお持ちの方は撮影を終了していただければと思います。

(カメラ撮り終了)

○佐藤座長 本日の議題は、先ほど御説明しましたように、報告書案を御用意していただいております。それについて議論いただきたいと思います。

それでは、御用意いただいております報告書案等について、事務局から御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○有瀧職業生活両立課長補佐 ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

まず、今回は第3回ということで、報告書の案をお示ししておりますけれども、一旦これまでの議論の経過といったところを少しおさらいしつつ、内容の御説明をさせていただきます。

そもそも本研究会につきましては、令和5年12月の雇用環境・均等分科会の建議や改正育児・介護休業法案に対する衆参の附帯決議などにおいて、現行の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」について、主に高齢者介護を念頭に作成をされており、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しいケースもあり得るということが指摘をされておりました。

これを踏まえまして、昨年の12月27日に本研究会を設置、開催をさせていただきまして、第1回の研究会においては、論点の提示と障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会の方から御意見をいただきました。具体的に現行基準についてどういうふうな課題があるかなどについて御指摘をいただいたところでございます。その中におきましては、親の会の中で実施をされましたアンケート結果などを交えて、忌憚ない御意見をいただいたところでございます。

続きまして、本年1月15日に第2回の研究会を開催させていただきましたが、第1回の研究会で委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、基準の見直しのたたき台をお示し

するとともに、令和6年育児・介護休業法の見直しに向けた今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会におきまして、介護離職防止に関する取組を御説明いただいた際に、現行の判断基準について、障害児や医療的ケア児が利用する際に判断がしやすいものとしたほうがよいのではないかという御意見をいただいております大成建設様にお越しをいただきまして、企業実務の観点から見直しを行ったたたき台について、それによって果たして問題が解決されているのか、使いやすくなっているのかといった観点から、率直な御意見をいただいたところでございます。

今回につきましては、前回の研究会で先生方からいただいた御意見等も踏まえて、判断基準案を見直した上で、研究会ということもございますので、資料2として報告書の形式で案を取りまとめさせていただきましたので、御説明をさせていただきます。

報告書に入る前に、前回いただいた御意見のまとめというものを資料1につけさせていただきますので、そちらを簡単に御紹介させていただきます。

1つ目「介護休業等の対象者について」ですけれども、対象家族について「障害児・者」と記載をしておりましたが、加えて「医療的ケア児」の後にも「者」と書いたほうがよいのではないかという御意見をいただいております。

また、対象家族の用語につきましては、説明を追記した上で、同居の有無にかかわらないことを示したほうがよいのではないかというような御意見をいただきました。

続きまして、判断基準の冒頭にあります（１）と（２）の順番の入替えについてですけれども、現行、（２）のほうに記載されている表についての記載が先に書かれるほうが、介護をする家族にとって分かりやすいものとなるのではないかと御示唆をいただいたところでございます。

続きまして、「判断基準の各項目について」の御意見ですが、「知的障害、自閉スペクトラム症などにより」という記載を⑧の「危険回避行動」の中の注5の記述について行っておりましたが、これについては、障害をより広く拾う趣旨から「発達障害を含む精神障害、知的障害などにより」と記載してはどうかというような御意見をいただきました。

他方で、自閉症が精神障害に含まれることについては、企業の人事担当がどこまで網羅的に理解をされているのかというところもありますので、明確に自閉スペクトラム症という例示を書く案、どちらも考えられるのではないかと御意見もありましたが、最終的には、「発達障害を含む」という表現であれば現場でも混乱はないのではないかと御意見をいただいたところでございます。

続きまして、2ページ目に移りますが、⑩の「認知行動上の課題について」につきましては、注が分かりやすくありがたいという御所見をいただいております。

続きまして、⑪の「医薬品又は医療機器の使用・管理について」でございますけれども、医薬品又は医療機器の使用・管理という書き方を変えたことについてはよいと思うという、御賛同いただく御意見をいただきました。

内容から少し離れますけれども、ダブルカウントの有無についてということで、⑧の危

険回避ができない、⑨注6の自傷・他害行為、⑩の認知行動上の課題、これらの項目について、1つの困難事象が全てに当てはまるような、いわゆるダブルカウントのような事象が生じていないかというところの整理が必要ではないかという御意見をいただきました。こちらにつきましては、その場で事務局のほうから御回答させていただいて、よく運用の中でも整理をして、重複がないように運用していきたいと考えております。

続きまして、ひきこもり・不登校というところでも御示唆をいただいておりますけれども、ひきこもり・不登校の問題については、あくまで①～⑫の表に当てはまるかどうかで判断をしていくということで理解をしているという御所見をいただきまして、事務局としても同様の理解をしておりますので、そのようなところでしっかり運用されていくように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3.の「関連する検討事項等について」というまとめですけれども、まず提出書類について、労働者に提出してもらう書類について、現在、「育児・介護休業法のあらまし」であったり「育児・介護休業等に関する規則の規定例」に例を記載してございますけれども、今回、医療的ケアが必要なお子さんについても具体的な書類の例を追加することも検討してはどうかというような御意見をいただいております。

主な御意見としては以上でございます。

それでは、資料2のほうに移らせていただきますけれども、報告書の案ということでお示しをさせていただきます。

おめくりいただきまして1ページ目ですけれども、まず1.として「現行制度及び見直しの経緯」というところでまとめさせていただいております。現行制度として、育児・介護休業法の介護休業等の対象となる要介護状態は、現在どのような規定をされているのかであったりとか、(2)として、前回改正を行いました平成28年の研究会報告書における考え方についてまとめております。

(3)として、2ページ目、「今般の見直しの経緯」ですけれども、先ほど冒頭で御説明をさしあげたことですので割愛をさせていただきます。

2.に移りますけれども、「見直しに当たっての観点」ということで、大きく3つ挙げさせていただいております。

まず1つ目といたしまして、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合であっても、要件を満たせば、介護休業等を利用できる旨を明示すること。

2つ目として、現行の判断基準のうち、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合に、解釈が難しい「文言」を特定した上で、表現の適正化を行うこと。

③として、障害等による介助の必要性や障害の程度を把握するためのいわゆる「5領域20項目の調査票」や「障害支援区分認定調査票」との関係性を中心に、現行の判断基準では読み込みにくいケース等の整理を行った上で見直しを行うこととしております。

3.は判断基準についてですけれども、これについては末尾にあります判断基準表のほうで詳しくは御説明させていただきますが、考え方として、3ページ目の中ほど下にある

注の1つ目になりますけれども、（１）の表の主な変更箇所については、先ほど申し上げたとおり障害児通所支援の要否の決定で勘案することとされている「５領域20項目」の調査項目から、仕事と介護を両立する観点から要介護者が日中一人になった場合に危険度が高いと思われる要素を考慮しつつ、代表的かつ労働者にとって比較的分かりやすいと考えられる項目を抽出し、労働者にも分かりやすい表現となるように工夫をさせていただいております。

先ほど主な御意見の中で医薬品・医療機器の管理についてありましたけれども、これにつきましては３ページ目の末尾の注に記載をしておりますが、薬の内服については飲み薬を想起させることから、医療的ケア児・者も想定し、注射薬、外用薬を含む「医薬品の使用・管理」や、人工呼吸器、経管栄養などの「医療機器の使用・管理」の場合にも対応できるように、表現を一般化する形で修正を行うこととした次第でございます。

先に４ページ目を御覧いただきまして、「併せて対応を検討すべき事項について」というまとめがございますが、こちらについては判断基準の内容自体に関わるものではないのですけれども、今後、厚生労働省として、判断基準の運用に当たってこういうことも検討していくべきではないかというところでまとめさせていただいております。

まず１目といたしまして、今般の判断基準の見直しも踏まえ、「対象家族」には配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、そして配偶者の父母、これらの者が含まれ、同居の有無を問わないことであったり、そもそも介護休業制度等は、高齢者のみならず、障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合であっても判断基準に該当すれば利用できることを、本年４月施行の改正育児・介護休業法における個別の周知・意向確認等の措置と併せて、事業主や労働者に対して広く周知をしていくべきである。なお、判断基準は最低基準であり、各事業主における独自の取組として、労働者にとってより緩やかな内容の制度とすることは望ましいことについても併せて周知を行うべきであるとされております。

２目といたしまして、障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援するため、介護休業、介護休暇、短時間勤務の措置等を活用しつつ、継続就業につなげられた事例等の集積に努めるとともに、これらの事例等の周知啓発に努めていくべきであるとされております。

３目といたしまして、本研究会でのヒアリング等から、期間を定めて雇用される労働者、有期契約の労働者についてですけれども、介護休業等を利用できないといった誤解も散見されることから、期間を定めて雇用される労働者であっても、一定の要件を満たせば、介護休業等を取得できることについても、広く周知に努めるべきであるとされております。

最後、５ページ目ですけれども、さらに、育児・介護休業法のあらまし、規定例等では、介護休業等の申請に当たって、事業主は、要介護状態にあること等を証明する書類の提出を求めることができるとされておりますが、その書類の例として、現状示されている介護保険の要介護認定の通知書や医師の診断書などに加えて、障害支援区分認定通知書や障害児通所給付費支給決定通知書等を追記すべきであるとされております。

この際、これらの書類の提出を求めることはできるのですが、制度利用の条件とすることはできないという現状の取扱いについても、引き続き周知に努めるべきであるとされております。

報告書の本文のほうについては以上になります。

最後に、報告書の末尾についております判断基準の表について御説明をさせていただきます。

まず、柱書きの部分についてですが、これは前回と同様ですが、対象家族の中には障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の生育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まないと記載をしております。

続きまして、(1)と(2)の部分ですが、こちらについてはもともと(1)として、介護保険制度の要介護状態区分について要介護2以上であることというのを先に持ってきておりましたが、これを逆転させております。

この趣旨といたしましては、障害児・者や医療的ケア児・者を想定して、表①～⑫の項目による判断が優先されるということを明示することです。ある程度介護の程度が重たい方である要介護2以上が先に書かれているという段階で諦める方がいたという声もこれまでの研究会でいただいておりますので、それを反映したものでございます。

表の中に移りますけれども、6ページの一番下、⑧の項目になりますが、認知症高齢者を想起させる「外出すると戻れない」の後ろに「危険回避ができないこと」を追記しております。

関連しまして、注6として、次の7ページ目に少し移ってしまいますけれども、発達障害を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいうとしております。前回の研究会の中では、自閉スペクトラム症というものを記載しておりましたが、御意見を踏まえて修正をしております。

続きまして、項目⑩になりますけれども、「物忘れがある」というところの後ろに、「日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある」という記載を追記しております。

関連して注8を追加したところでございます。

続きまして、項目11ですが、もともと「薬の内服」としておりましたが、こちらについては「医薬品又は医療機器の使用・管理」という形で記載をさせていただいております。考え方については、先ほど本文の注の記載で御説明をさせていただいたとおりです。

少し先に説明をしてしまいましたけれども、前回の研究会の中でお示しをしたたたき台からの修正点ということで、まとめて御説明をさせていただきます。

まず1つ目として、6ページ目にお戻りをいただいて、冒頭の記載、「介護休業は、対象家族であって」という記載がございますけれども、これについてもともと2行目の括弧書きの直前にありましたが、「対象家族」を前に持ってくるという修正をしております。

あわせて、冒頭の柱書きの2行目になりますが、「医療的ケア児・者」という記載がありますけれども、前は「医療的ケア児」だけだったものを、その後ろに「者」を追加する修正を行っております。

最後、7ページ目に移っていただきまして、注1ですけれども、対象家族の内容について、前回の御意見を踏まえまして説明書きを注として追加をさせていただいております。

先ほど申し上げましたが、注6のところについても、もともと「自閉スペクトラム症などにより」とあったものを、なるべく広く拾えるようにという観点から、「発達障害を含む精神障害、知的障害などにより」という修正を加えております。

長くなりましたけれども、資料については以上でございます。ありがとうございます。
○佐藤座長 どうもありがとうございました。

前回の委員の先生方の御意見を踏まえて修正したものを案として御説明いただきました。

それでは、御提示された報告書案について、御意見あるいは御感想でも結構ですので伺えればと思います。

最初、高木委員、お願いいたします。

○高木委員 ありがとうございます。

本当に前回の議論の内容を丁寧に具現化していただいているなという印象です。

細かいところを1点だけ、これまで出てこなかった論点ではあるのですが、最後の7ページ、注10なのですけれども、「重要な決定への合意等には、指示や支援を必要とすることをいう」となっていて、合意なので指示という言葉がどうかと。単に「支援を必要とする」で、「指示や」を取っても別に問題ないのかなと思って最後読みました。

以上です。

○佐藤座長 今の御意見は、7ページの下「指示」は残していいわけですか。

○高木委員 そうです。合意と言っているのに指示というのはおかしいなと。

○佐藤座長 御意見としては、「合意等には支援を必要とする」でいいのですか。

○高木委員 そうです。

○佐藤座長 事務局、どうぞ。

○菱谷職業生活両立課長 御指摘を踏まえまして、まず「日常の意思決定」というところに関しましては、そもそも民法上の意思能力年齢等も踏まえて考えると、この箇所に関しては、お子さんということというよりは、大人の意思決定みたいな話になってくるのかなと思います。この箇所で障害児とかの意思決定を判断することはあまりないのではないかなと正直思います。

そういうときに、高齢者が自分のどういうケアを決定するかとか、親の立場ではなくて高齢者自身とか、知的障害者でももちろん構わないです。大人の方ですね。そういう方がそれができるかどうかというところについての表現ぶりという形で、「指示」という言葉が望ましいかどうか、今この瞬間には決めかねるので、少し事務的に、もともと老健局の話とも関連しているのではないかと少し思いますので、障害部と老健局の意見も聞いて判

断したいと思います。

ありがとうございます。

○佐藤座長 一般的に趣旨はよく分かりますので、その辺、ほかとの関係もあると思いますので、調べていただくということで。

高木さん、ほかには。

○高木委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○佐藤座長 よろしいですか。

それでは、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 本当に短期間で、この見直しの検討、また整理していただいて、ありがとうございます。

私、ちょっと細かい点でもあるのですが、3点あります。

1つは資料2の報告書案、「見直しに当たっての観点」というところ。

○佐藤座長 2ページの2ですね。

○米山委員 別添ではなくて本文のところで、「見直しに当たっての観点」で、○の次の①に「子に障害のある場合や」と書いてありますけれども、表現の仕方で、今、こども家庭庁ができてから「こども」という平仮名表記が推奨されているので、「子」という言葉ではなくて、平仮名の「こども」か、あるいは「児童」というほうがよろしいかなと思いました。それが1点です。

2つ目は、別添の判断基準案のほうですけれども、7ページでの注6の部分で、何度も検討いただいて、私の言ったことも混乱させているかもしれませんが、「発達障害を含む精神障害」という記載、私も提案しているのですけれども、障害者基本法の中で、精神障害中に発達障害、高次脳機能障害も入れているものですから、そこに「発達障害等」というのを入れておくと、アルツハイマーといったものも全部含んで精神障害という意味にできるので、ここに「発達障害等」の「等」を入れたほうがいいかなという意見です。そのほうが広く含まれて解釈できると思いました。

それから、注8の部分なのですが、前回と先ほどの報告書のほうでも不登校の話題になっていたと思うのですけれども、文科省のデータだと今、長期欠席が46万人もいて、そのうちのいわゆる不登校が30万いるというのと、年齢層で割ると医療的ケア児の場合が非常に多いのですけれども、診断がついていないので、先ほどの医師の診断書だとかいったところでカバーできると思うのですが、注8のところに「混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等」と書いてあるのですけれども、そこに「不登校状態」というのを入れるかどうか。あるいは、その解釈、Q&Aみたいな形で、不登校はそういったところですよというのを運用のほうで入れていただいてもいいのかなと思っています。実際に私たちの職場でも、400人の労働者の中で3人不登校で、親のほうが休まないといけないということもあって、不登校というところが話題になって、運用の中でQ&Aのように引いたらしっかり出てくるみたいな形にしておいていただくとありがたいなと思いました。

以上になります。

○佐藤座長 現時点では3点ということで、よろしいですか。

それでは、事務局からまず2ページの2の「子」の表現のところ、お願いします。

○菱谷職業生活両立課長 事務局でございます。

まず「子」の表記でございます。ここの文言は、率直に言うと、「見直しに当たっての観点」で「子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合であっても」というのは、今回の附帯決議の表現なんかも拾っているところもありまして、「こども」に直してももちろん構わないところでもあるのですけれども、宿題事項であることが分かるような書き方にするということも踏まえ、表現の工夫の余地があるかを含め検討させていただければと思います。

2点目の7ページ目の注6の「発達障害など精神障害」、御指摘のとおり認知症ももちろん病気の区分としては精神障害に含まれるということかと思っております。高次脳機能障害で介護を必要とする状態というのは、一般的にはすぐに直結して考えるということでもないかもしれませんが、認知症の場合等では確かにあると思いますし、認知症はもとから想定されていますが、発達障害だけを「を含む」と書くのは確かに絞り過ぎているかもしれないので、高次脳機能障害という形で言うかどうかは置いておいて、「等」を入れるということについては、その方向で検討したいと思います。

3点目の長期欠席とか不登校の話については、前回も少し議論になったかと記憶しております。私どもといたしましては、ひきこもりと不登校は社会問題にもなっていて、大きな課題であるという認識はもちろんあるのですけれども、一方で、親御さんが休んで対応しなければいけない場合を位置づける、不登校を書くということにして、そのデメリットも逆にあるのではないかと思っていまして、親御さんが不登校だったら対応するものだというような、逆のメッセージを与えるということではなくて、あくまで状態で判断するというのが基本的なコンセプトだと思っております。常時介護を必要とする状態であるかどうかということについて鑑みて判断することかと思っておりますので、不登校について注で書くということよりは、例えば引き籠もっていたり、不登校であったりする中に、未診断の統合失調症が入っていたりするケースももちろんあると思いますし、そういう中で自殺念慮がすごく強いお子さんとか、あるいは強度行動障害のお子さんとかが目を出してしまうみたいなことがあるのであったら、それはそういう形で拾うということかと思っております。

以上です。

○佐藤座長 米山委員、今ので取りあえず3点目はよろしいですか。

○米山委員 広くなると解釈が難しくなるので、運用例の中でQ&Aみたいに「不登校」というキーワードを入れれば、その解釈はできるかなと思うので、別添のほうの注釈の中では入れないで、運用のいろいろな基準を見られますよといった中で、不登校についてはこの前の議論で、先ほどの資料2にもあったように、「5領域20項目」の一番最後のほうの

ところでの状態に準じますという形だと判断にはできると思いますので、それでよろしいかなと。

あと、実際に診断がついていない場合に、不登校というのは医学診断ではないわけですが、状態像ですので、そういう診断書も参考になるという解釈ができると思うので、どこか運用面のほうで不登校という言葉を入れていただければ、それでいいと思います。○佐藤座長 基本的には状態で判断するということで、不登校していれば即というわけではなくてということですね。それは利用しやすいように御検討いただきます。

まず、2ページの「子」のところは、一般的に法律上、例えば子の看護休暇とかいう言い方、今度、看護等休暇になるのだけれども、基本的に「子」というのは一般的に育児・介護休業法上使っているもので、建議のこともありますけれども、これは「子」のほうがいいかなと思います。2ページの「子」については、その辺で御了解いただければ。

7ページの注6のところは、「等」を入れるかどうか御検討いただくということで、注8については、現状こうしながら、今、不登校の問題は、不登校自体ではなくて状態で判断すると分かるようなことが必要であれば、説明を別のところで書くような形で。

あと、注10のところは、一番最後の「指示」を入れるか入れないか、ほかとの兼ね合いで調べていただくとさせていただければ。

これが今まで出た御意見で、取りあえずそれでよろしいですか。

私のほうからテクニカルな話で、3ページの注2の「(1)の表の」というのは、「(1)項目①～⑫」のうちだよね。表とはどこにもないので、後ろのほうで言っているもので、「(1)項目①～⑫の主な変更」だと思うので、確認していただいて、直していただければと思います。

全体の話ですけれども、今日、最終的に修正のところも含めて御了解いただければ、表の案が取れます。あと、別添1も案が取れるので、別添1の「案」もなくなるので、これが残って出てしまわないよう、今日決まれば、細かいところも含めて御了解いただければ取れます。

あと、先ほど事務局から別添1、6ページの(1)と(2)の順序を変えたことについて、今回、障害児のことも含めてとあったのですがけれども、もちろんその点もあるのですが、大事なものは、もともと介護休業は対象家族が常時介護が必要、2週間以上が対象なのです。高齢者とも書かれていないわけです。ところが従来は(2)が先でしたので、介護保険制度という一般的なには65歳以上で要介護・要支援、もちろん特定疾患はありますけれども、そうすると高齢者だけという誤解を受けるので、もともと孫まで入っているわけで、そういう意味では、対象家族の広がりを見ると、今度直していただいたような(1)がまず全体をカバーするわけです。65歳の高齢者であれば(2)が当てはまる人もあるということなので、そういう意味では変えたほうがいいのかというのが全体の話です。もちろん今回、障害児ということがあるので、そういう意味でも(1)は前のほうがいいだろう、そういう趣旨で御理解いただければと思います。

報告書について、今出た御意見以外に何かあれば。高木委員、米山委員、いかがですか。よろしいですか。

もう一つ、報告書ではないのですが、一般的に御了解いただいた参考資料も後ろに一緒に載るのです。参考資料を見ていただくと、1ページに「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する規定、これは現行なのです。一緒に出てしまうので、今回議論したものだとかいうのが分かるようにしておいたほうがいいです。

あと、目次に1、2、3、4、5、6とあるのだけれども、後ろの記載にそれがないので、後ろも番号をつけていただくようなことをやっていただければと思います。

もう一度確認ですが、まず2ページのところは、御意見いただきましたけれども、「子」のままにさせていただければと思います。

3ページの、注2の「(1)の表」のところを「(1)項目①～⑫の主な変更箇所」というふうに、テクニカルなことですが修正いただければと思います。

7ページの注6については、「等」を入れるかどうか御検討いただいて、注8は、不登校の場合は状態で判断するということが分かるようなこと。不登校だから即、親が介護なり看護というふうに短絡的に思わないことを踏まえながら考えていただく。

注10は、「指示」を入れるか入れないかということを経理局に御検討いただいて、その点について、委員の先生方にこんなふうな形でということを経理に見ていただくことを踏まえた上で案を御了解いただくということで、あとは事務局とやったものを見ていただくということにして、御了解いただくということでよろしいでしょうか。

○菱谷職業生活両立課長 事務局からでございます。

今いただいた御指摘を踏まえまして、事務的に修正したものをまず送らせていただこうと思います。その際、先ほど不登校の話については、基準のほうで書くというよりは、「4. 併せて対応を検討すべき事項」のところにQ&Aみたいな、取扱い、運用を何らか示すというようなことを何ができるか事務的に精査して、4.のほうに少し記載をさせていただければと思います。

あわせて、事務的な話で、4.の2つ目の○の「また」の後で「障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援するため」と書いてあるのですけれども、文章が読みにくいというところもあるので、「また」の後ろに「対象家族のうち」と付け加えて、「対象家族のうち障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援するため、労働者が」と書いて、「介護休業、介護休暇、短時間勤務の措置等を活用しつつ」の「つつ」を取り、「継続就業につながれた」と書いてあるところを、「つながった事例等の集積に努めるとともに」と、日本語の適正という観点で少し事務的に直させていただければと思っております。

以上です。

○佐藤座長 今の事務局の説明も含めて、御指摘でいただいた箇所については、こういうふうに修正したいということが決まった段階で委員の先生方に見ていただいて、細かい字句等については事務局と私で調整させていただいて、報告書案を確定させていただいて、

その後はホームページで公表とさせていただくような手順でよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

特に4月から新しい育児・介護休業法の改正を踏まえて、各企業、社内の規定等々を見直している段階だと思うのです。そうしますと認定基準自体も社内でこういうものですよというのをつくられていると思うので、できれば2月、3月に企業がその作業の中で新しい認定基準を踏まえて検討できればいいかなとも考えていますので、できるだけ早めに公表できればと思っております。

それでは、委員の先生方、これでよろしいということです。

年度末から年初にかけてお忙しい時期、3回の委員会でしたけれども、本研究会に出席いただいて、御議論いただいて、どうもありがとうございました。

それでは、最後に田中局長から御挨拶いただければと思います。

○田中雇用環境・均等局長 田中でございます。

3回という短期間ではありましたが、非常に忙しい先生方にお集まりいただきまして、集中的に、また専門的に御審議をいただきましたことにつきまして、御礼を申し上げます。

今日も何点か御指摘をいただいております。先ほど事務局からも説明をさせていただきましたし、座長にまとめていただきましたとおり、最終的に皆さんに御確認をしていただきまして、近日中に報告書を公表、それから通達の発出という形につなげていきたいと思っております。

座長からもありましたが、今年4月から改正育児・介護休業法の介護の意向確認の関係の改正が施行されます。制度を利用できる方が制度を利用しないまま介護で離職をしてしまうというようなことを防止するというのが個別の意向確認の趣旨でもございます。当然、個別の意向確認の際には、制度を分かりやすく理解していただくということが、労働者にとっても、また企業にとっても必要になると思いますので、そういうことで今般見直しを行った判断基準の周知についても努めてまいりたいと思います。

お時間をいただきました委員の方、それからヒアリングに応じていただきました皆様も含めまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、これで研究会を終わらせていただければと思います。

どうもありがとうございました。